

御家庭における新型コロナウイルス感染症への対応について（お願い）

（令和2年3月4日）

美波町教育委員会学校教育課

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、美波町におきましては、すべての町立学校において臨時休業とさせていただきます。保護者の皆様におかれましては、以下の点に十分御留意いただき、対応に御理解・御協力賜りますようお願い申し上げます。

1 臨時休業の期間について

令和2年3月2日（月）から3月24日（火）まで

2 学校との連絡体制について

学校ホームページ、メール、電話等により連絡を行います。

3 臨時休業に伴う教育活動等について

- (1) 指導できていない学習内容については、次学年で指導します。
- (2) 卒業式については、内容を検討し時間短縮して実施します。児童生徒・保護者の皆様は、マスク着用に努めてください。
- (3) 部活動については、臨時休業中、中止します。活動の再開については、今後の状況をみて判断します。

4 感染拡大を防止するための対応策について

- (1) 臨時休業中は、不要不急の外出は避け、お子様が御自宅で過ごすようお願いいたします。朝・夜、お子様の検温をしていただくとともに、継続的に健康状態を確認していただき、37.5度以上の発熱や咳などの風邪の症状がみられる場合には、十分睡眠をとって身体の抵抗力を回復できるようにしてください。  
また、家族等居住を共にする方が感染者となった場合は、感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から14日間は、他者への感染防止のため、外出を控えてください。  
もしも、お子様が感染した場合は、速やかに学校まで御連絡ください。
- (2) お子様に37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、また、強いだるさや息苦しさがある場合には、次のところに御相談ください。

○ 一般電話相談窓口

コールセンター・24時間：電話 0120-109410（フリーダイヤル）

○ 帰国者・接触者相談センター

美波保健所：電話 0884-74-7373

阿南保健所：電話 0884-28-9874

徳島保健所：電話 088-602-8907

- (3) 臨時休業中の御家庭の生活の中でも、引き続き、感染予防のために有効な手段であるこまめな手洗い、咳エチケット、指先のアルコール消毒、十分な換気等について、ご指導いただき、自らを感染から守るための基本的な備えができますようお願いいたします。

## 5 臨時休業中の生活について

臨時休業中のお子様の生活について、次のことを御家庭で御指導ください。

- (1) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を理解し、人の集まる場所への外出を避け、基本的に自宅で過ごす。
- (2) 生活のリズムを崩さないようにし、計画的に学習に取り組み、家事手伝いを積極的に行う。
- (3) 臨時休業中の学習については、児童生徒等が計画的に取り組む。
- (4) スマートフォンやタブレット端末等によるゲーム、SNSなどの長時間使用や不適切な使用をしない。(ネットいじめ、不適切な投稿、個人情報の無断掲載、ネットで知り合った人との面会など絶対にしない。)
- (5) 知らない人からの電話や訪問については対応せず、家の人に知らせる。

## 6 その他

- (1) 状況が変わり次第、必要に応じて、学校からお知らせします。
- (2) 転出入を予定しているご家庭は、学校までお知らせください。